

# 佐倉市使用料・手数料の見直しに関する基本方針

平成 29 年 4 月

佐倉市企画政策課

## 目次

---

1	はじめに .....	2
2	基本的な考え方.....	3
3	料金原価に含める項目 .....	4
4	使用料の見直し.....	5
	(1) 使用料の算定方法 .....	5
	(2) 使用料原価の算定方法.....	5
	(3) 受益者（利用者）負担割合.....	5
	(4) 減免等.....	8
	(5) その他.....	8
5	手数料の見直しについて .....	9
	(1) 手数料の算定方法 .....	9
	(2) 手数料原価の算定方法.....	9
	(3) 受益者（利用者）負担割合.....	9
	(4) 減免等.....	9
6	付帯設備及び貸出備品の使用料の見直し .....	10
7	その他 .....	10
8	今後の進め方.....	11
	別表（共通単価を適用する類似施設） .....	12

## 1 はじめに

市の施設の運営や証明書の発行など行政サービスにはコストがかかっており、このコストは、市民の方が納める税金のほか、サービスを受ける方から徴収した使用料や手数料で賄うことが地方自治法により認められています。

「税金を納めているのにさらに使用料、手数料を払わなければならないのか」、「自分が納めた税金で、自身が利用しない施設が管理・運営されているのではないか」など、使用料・手数料については様々な疑問をお持ちの方がおられます。

これらの疑問に答えるためには「その行政サービスにどのくらいのコストがかかっているのか」を明らかにした上で、利用する方が負担する「受益者負担」と利用されない方が税金という形で負担する「公費負担」の割合についての考え方を明確にする必要があります。

現在の佐倉市の使用料・手数料には統一的な基準がなく各施設で個別に設定しているため、施設間で不均衡が生じています。また、長年見直しがなされていないものや減免等の基準のバラツキも散見されます。

このような状況を踏まえ、市民の皆様の十分なご理解を得て料金改定を進めていくため、市の統一的な考え方である「佐倉市使用料・手数料の見直しに関する基本方針」を策定し、すべての使用料・手数料について見直しを検討します。

### ○使用料とは

市が住民福祉の向上を図るために設けている種々の施設を市民が利用する場合に、利用の対価として利用者から徴収するもの。例えば、コミュニティセンターの会議室等の使用料、テニスコートや野球場などのスポーツ施設の使用料、自転車駐車場の使用料などがこれに該当します。

### ○手数料とは

市で発行している住民票や印鑑証明その他の証明などのサービスの提供を市民が受けた場合に、当該サービスの提供のために要する費用を申請者（当該サービスの提供を受けた市民）から徴収するものです。

※平成27年度決算（普通会計）において、使用料及び手数料の歳入総額は約8億6千万円にのぼり、市の貴重な財源となっています。

## 2 基本的な考え方

使用料及び手数料の見直しについての基本的な考え方は以下のとおりとします。なお、すべての使用料及び手数料が見直しの対象になりますが、中には、施設の設置目的、施設規模などへの考慮が必要なもの、保育料など国等から算定指針が示されているものなど、本基本方針のすべてを適用し難いものもあります。本基本方針を適用しない合理的な理由がある場合に限り、個別具体的な基準等により見直しをすることができるものとしませんが、統一基準である本基本方針の趣旨は十分に踏まえるものとしします。

- (1) 行政サービスに係るコスト算定について、統一的な基準を定めます。
- (2) 行政サービスの性質による分類に応じて、公費（市）負担と受益者（利用者）負担の負担割合を明確にします。
- (3) 減免等について、政策的観点も踏まえ、統一的な基準を検討します。
- (4) 積算基準を公表することにより、透明性を確保します。
- (5) 料金設定に当たっては、急激な利用者の負担増加を抑制するとともに、近隣自治体との均衡、民間の類似施設の経営を圧迫しないことなどに配慮します。
- (6) 料金を決定する際、有識者の意見を聴取する必要があるものについては、本基本方針の趣旨を踏まえ、有識者委員会等で検討するものとしします。
- (7) 定期的な見直しを行う体制を整備します。
- (8) 行政サービスの向上に努め、施設等の利用率の向上に努めます。
- (9) コスト削減を図ることにより使用料及び手数料の低廉化に努めます。
- (10) 指定管理者制度の導入施設については、指定管理者の経営努力による業務合理化等を阻害する可能性があるため、指定期間中における使用料等の上限改正は原則として行わないこととし、次期の指定管理者を募集する際に再度検討するものとしします。

### 3 料金原価に含める項目

行政サービスに要する料金原価の算定に当たっては、運営や事務処理に直接的に要した人件費、施設の維持管理費などの物件費を用い、使用料においては毎年度費用として計上する必要がある減価償却費を含む、フルコストにより算定することとします。

原則として、施設の維持管理費については佐倉市施設白書に掲載された経費、減価償却費については公会計上の減価償却費と整合性を図るものとしてします。なお、料金原価に参入する経費については直近3年間の決算額の平均とします。

内容		説明
(1) 人件費	①人件費	給料、手当、共済費、総合事務組合負担金
(2) 物件費	①賃金	臨時職員等の賃金
	②需用費	消耗品、燃料費、印刷製本費、光熱水費、修繕料等
	③役務費	通信運搬費、手数料、保険料等
	④使用料及び賃借料	パソコン、複写機などのリース料等
	⑤その他	その他受益者（利用者）が負担すべきと考えられる施設の維持管理や運営に係る経費（報償費、旅費、維持補修のための経費等）
(3) 減価償却費		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 定額法とします。</li> <li>・ 耐用年数は「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」（昭和40年大蔵省令第15号）を準用します。</li> <li>・ 公会計上の減価償却費と整合性を図ります。</li> <li>・ 土地については、資産として永久に内部に蓄積されているものであり、建物と違い減価償却の考え方がないことから、費用に算入しないこととします。ただし、借地代については、他の使用料及び賃借料と同じと捉え、費用に算入することとします。</li> </ul>

## 4 使用料の見直し

### (1) 使用料の算定方法

$$\text{使用料} = \text{使用料原価} \times \text{受益者（利用者）負担割合}$$

### (2) 使用料原価の算定方法

#### ①貸室等の利用の場合

当該貸室等の 1 m<sup>2</sup> 1 時間当たりの原価コストを算出した上で、貸出面積・貸出時間に応じた原価を算定します。

$$\text{使用料原価} = \frac{\text{（人件費+物件費+減価償却費）} \div \text{総面積} \div \text{年間使用可能時間}}{\text{×貸出面積} \times \text{貸出時間}}$$

#### ②個人利用施設の場合

市営プールなどのように、一定の区画を不特定多数の個人が同時に利用する施設については、利用者 1 人 1 時間（又は 1 回）当たりの原価を算定する。

$$\text{使用料原価} = \frac{\text{（人件費+物件費+減価償却費）} \div \text{年間施設利用者延べ利用時間}}{\text{数（又は年間施設利用者数）}}$$

### (3) 受益者（利用者）負担割合

市が提供するサービスには、道路、公園など日常生活を送る上で大半の市民が必要であるが市場原理に委ねていては提供されにくいものから、特定の市民が利益を享受するもので民間において類似のサービスが提供されるものまで、多岐に渡っています。

そこで、すべてのサービスに要する費用を受益者（利用者）に求めることは適切ではないため、サービスを性質別に分類し、その分類ごとに「公費（市）負担」と「受益者（利用者）負担」の割合を設定します。

①必需性による分類（必要的 ⇔ 選択的）

市民が日常生活を営む上で必要となる生活水準を確保するために利用する施設は必需性が高く、公費（市）の割合を高くする必要があります。

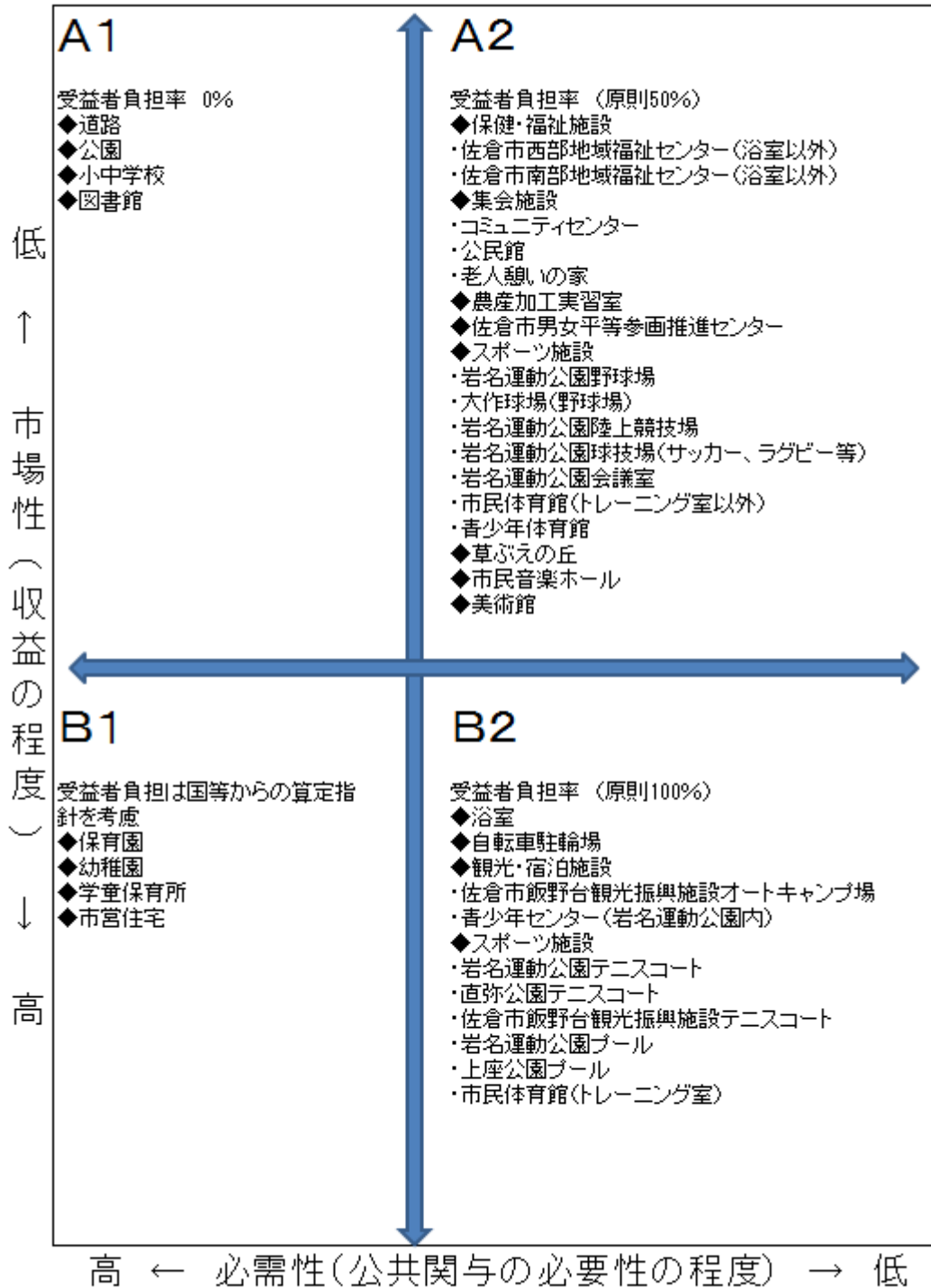
②市場性による分類（公共的 ⇔ 民間的）

収益可能性が低く民間による提供が困難な施設は市場性が低く、公費（市）の割合を高くする必要があります。

上記の点を踏まえ、サービスの分類基準及び公費（市）負担・受益者（利用者）負担の割合を整理し、当市における分類ごとの負担割合を次の表のとおり設定することとし、これにより難しい場合は適宜負担割合を調整するものとします。

低 ↑ 市場性 (収益の程度) ↓ 高	A	公費（市） 100% 受益者（利用者） 0%	公費（市） 50% 受益者（利用者） 50%
	B	公費（市） 50% 受益者（利用者） 50%	公費（市） 0% 受益者（利用者） 100%
		1	2
		高 ←	必需性（公共関与の必要性の程度）
			→ 低

【本市での実例】



※B1は、国等から所得等に応じた算定指針が示されており、その示された指針を考慮して、見直しを検討します。



#### (4) 減免等

減免は、特例的な措置であることを明確にし、本来の目的・必要性に即した限定的なものにする必要があります。そのため、公平性・公正性の観点から原則として次のとおり統一を図ります。

なお、使用料の減免制度は、定住人口、交流人口の増加など、総合計画に掲げる施策を推進するための誘導策として有効な場合も想定されることから、今後、ニーズ調査やその有効性について調査し、戦略的な料金設定を検討します。

#### 《共通》

- ①市（行政委員会等を含む）が使用するとき【免除】
- ②市（行政委員会等を含む）と共催で使用するとき【減額】
- ③国又は他の地方公共団体が市の施策に関係する事業で使用するとき【免除】

#### 《個人利用》

- ④就学前の児童が利用するとき【免除】
- ⑤市内に在住する小学生、中学生又は高校生が利用するとき【減額】

#### 《設置目的から個別に検討が必要な団体等の例》

- (ア) 地域団体・市民活動団体（町内会・自治会、小・中学校PTA、子ども会、保護司会、青少年健全育成団体、自主防災組織、高齢者クラブ）
- (イ) 社会福祉協議会、民生委員・児童委員協議会、地区社会福祉協議会
- (ウ) 体育協会、スポーツ少年団、レクリエーション協会
- (エ) 障害者又はその支援者等で組織する団体
- (オ) 農業協同組合、土地改良区等類似する団体
- (カ) 商工会議所及び商工団体
- (キ) シルバー人材センター
- (ク) その他
  - ・生活保護の適用を受けている者
  - ・障害者手帳又は療育手帳の交付を受けている者

#### 《減額率》

減額率は、できる限りわかりやすく、簡素な料金設定に資することが望ましいことから原則として50%で統一するものとします。

## (5) その他

### ①時間帯、曜日等に応じた料金設定

公平性の観点から、原則として単一料金とします。

### ②類似施設の共通単価適用

別表に定める類似施設については、その分類ごとに同一の単価に基づく使用料を設定します。

### ③市外の料金設定について

原則として市民が利用する場合の料金の2倍程度とします。

### ④営利目的等の取扱い

営利目的で使用する場合や入場料を徴収する場合などについては、原則として基本料金の2倍程度とします。

## 5 手数料の見直し

### (1) 手数料の算定方法

$$\text{手数料} = \text{手数料原価} \times \text{受益者負担割合}$$

### (2) 手数料原価の算定方法

手数料原価は、1分当たりの人件費に1件当たりの処理時間(分)を乗じたものと、物件費を年間処理件数で除したものを合計して算出します。

$$\text{手数料原価} = 1 \text{ 分当たりの人件費} \times \text{処理時間 (分)} + \text{物件費} \div \text{年間処理件数}$$

### (3) 受益者(利用者)負担割合

手数料は、各種証明や許認可等のように、特定の人に提供する行政サービスに対し、その役務の提供に必要な費用を徴収するものであることから、受益者(利用者)負担率は原則として100%とします。

#### (4) 減免等

手数料の減免については、「佐倉市手数料条例」により以下のとおり統一が図られていることから現行どおりの規定とします。

##### 《手数料を免除するもの》

- ①法令の規定により、無料で取扱いをしなければならないもの
- ②生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）に基づく保護を受けている者の申請に係る証明等
- ③戸籍に関する証明及びこの証明と同一の目的に使用するため、これに代えて請求する住民票に記載のあることの証明
- ④戸籍に関する証明（法令の規定により無料で取扱いをしなければならないものに限る。）と同一の目的に使用するため、これに代えて請求する住民票に記載のあることの証明
- ⑤公的年金等受給権者の現況届書又は身上報告書の記載事項の申請に係る証明等
- ⑥国又は地方公共団体の機関から職務上の必要によりなされた申請に係る証明等

##### 《減額又は免除できるもの》

- ①災害その他特別の理由があると認められるとき。
- ②前号に定めるもののほか、公益上その他の理由により手数料を全額徴収することが不適當であると認められるとき。

## 6 付帯設備及び貸出備品の利用料の見直し

ピアノ、舞台装置、音響設備、夜間照明など、施設に付帯する設備や備品については、施設利用者によって、使用する場合と使用しない場合があります。これらの付帯設備等の利用料については、統一的な基準による見直しが困難なため、受益者（利用者）負担の原則に基づき、必要により個別に利用料の設定や見直しを行います。

## 7 その他

### (1) 定期的な見直し

受益と負担の公平性を確保しながら、施設の運営改善と行政サービスの改善を目指すため、利用料・手数料の見直しは、原則として 4 年ごとに実施します。また、基本方針については、必要に応じて、適宜見直しを行うこととします。

## (2) 激変緩和措置

見直しを行った結果、現行料金と大幅に乖離しても、1.5倍を上限として料金改定を行います。

## (3) 近隣市との均衡を考慮

見直しを行った結果、近隣市と大幅な乖離が確認された場合は、必要な措置を講ずるものとします。

## (4) 民間における類似施設との関係

見直しを行った結果、著しく低額となり、民業圧迫の恐れがある場合は、必要な措置を講ずるものとします。

## (5) 無料としている施設の有料化検討

無料としている施設については、受益者（利用者）負担の原則により有料化の検討を行い、無料を継続する場合は無料とする合理的な理由について整理し、公平性の確保に努めるものとします。

## 8 今後の進め方

それぞれの使用料や手数料を所管する担当課は、本基本方針の趣旨を踏まえ、各施設の設置目的、施設規模、利用者の状況などを勘案し、料金改定について検討していきます。減免等の扱いについても、明確な理由が無く扱いが異なることのないよう公平性に配慮して整理を進めていきます。

その後、行政改革所管課は、各担当課の改定検討結果を検証するとともに、市の重点施策を推進するための戦略的な減免についても検討します。

なお、料金の改定後は、利用者数の推移を分析するとともに、利用者の増加につながる取組について検討します。

別表（共通単価を適用する類似施設）

No.	分類	施設名	備考
1	コミュニティセンター (類似 5 施設)	志津コミュニティセンター	複合施設
		西志津ふれあいセンター	複合施設
		和田コミュニティセンター	複合施設
		佐倉コミュニティセンター	複合施設
		千代田・染井野ふれあいセンター	
2	公民館 (類似 6 施設)	志津公民館	複合施設
		和田公民館	複合施設
		中央公民館	
		臼井公民館	複合施設
		根郷公民館	
		弥富公民館	
3	農村集会施設 (類似 2 施設)	和田農産加工実習所	複合施設
		農村婦人の家	
4	地域福祉センター (類似 2 施設)	西部地域福祉センター	複合施設
		南部地域福祉センター	複合施設
5	スポーツ施設・ 野球場 (類似 2 施設)	岩名運動公園・第 2 球場	※長嶋茂雄記念岩名球場は単独で積算
		大作球場	
6	スポーツ施設・ プール (類似 2 施設)	岩名運動公園・プール	
		上座運動公園プール	
7	スポーツ施設・ テニスコート (類似 2 施設)	岩名運動公園・テニスコート	
		直弥公園・テニスコート	

8	自転車駐車場 (類似 7 施設)	京成志津駅北口自転車駐車場	
		京成臼井駅南口自転車駐車場	
		京成臼井駅北口第一自転車駐車場	
		京成志津駅南口自転車駐車場	
		京成佐倉駅南口自転車駐車場	
		JR 佐倉駅南口自転車駐車場	
		JR 佐倉駅北口自転車駐車場	